平成２２年（フ）第１３１６号
北九州市戸畑区小芝１丁目７番16―103号
債務者　川野　人司
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３１７号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目５番14号
債務者　柚木加代子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３７号
福岡県遠賀郡岡垣町南高陽１番11号
債務者　今塩屋修一
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３５１号
北九州市八幡西区平尾町９番１―208号
債務者　岩﨑　悦子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３５２号
北九州市八幡西区平尾町９番１―208号
債務者　岩﨑　秀次
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６５号
北九州市門司区東新町１丁目１番１―705号
債務者　松村　秀子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６６号
北九州市小倉北区中井１丁目４番35号　サンシャイン中井Ⅱ201号
債務者　宮下　文男
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３７７号
北九州市戸畑区一枝２丁目８番30号　第２梶原荘
債務者　中村　助義
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９８号
大分市顕徳町２丁目５番５号　顕徳ビル202
債務者　御手洗伸二
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６号
大分市横田１丁目５番３号　インテリジェントコーポ№13―206
債務者　平岡　　要
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１００号
大分県中津市耶馬溪町大字戸原1420番地
債務者　片岩たか子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１号
大分県東国東郡姫島村867番地
債務者　山下　英輔
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７号
大分県宇佐市大字閤244番地の１
債務者　田﨑　結香
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第６１６号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目５番56号　コーポ松下101
債務者　松山　孝文
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６７６号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目62番７号　室屋ビル１Ｆ
債務者　今村　正隆
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７３５号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目22番28号　アスティオン東邦201号
債務者　緒方　猛士
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
鹿児島県日置市吹上町今田404番地
債務者　中村　明人
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４６号
鹿児島県鹿児島市南郡元町13番19号　奥ビル301号
債務者　米澤　光枝
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係